

令和2年第2回定例会

(第2日)

令和2年6月15日

令和2年第2回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和2年6月15日（月）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 柴 田 正 人 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 柴 田 博 明 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 齋 藤 久 世 志 |
| 企画財政部長 | 西 谷 司 |
| 市民生活部長 | 一 戸 昭 彦 |
| 健康福祉部長 | 三 上 裕 樹 |
| 尾上総合支所長 | 小田桐 農夫吉 |

| | |
|-------------|---------|
| 経 済 部 長 | 大 湯 幸 男 |
| 建 設 部 長 | 原 田 茂 |
| 碓ヶ関総合支所長 | 齋 藤 茂 樹 |
| 教育委員会事務局長 | 對 馬 謙 二 |
| 平川診療所事務長 | 今 井 匡 己 |
| 会 計 管 理 者 | 三 上 庚 也 |
| 農業委員会事務局長 | 小 野 生 子 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 欠 |

○出席事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 小山内 功 治 |
| 総務議事係長 | 河 田 麻 子 |
| 主 事 | 對 馬 賢 也 |

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

また傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、選挙管理委員会事務局長より、欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととします。新型コロナウイルス感染症予防のため、質疑応答の時間はおおむね30分以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は11名であります。

本日は、第1席から第6席までを予定しております。

第1席、5番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

（工藤貴弘議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○5番（工藤貴弘議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問を許されました第1席、議席番号5、誠心会の工藤貴弘でございます。

いまだ全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、一部の国や地域では沈静化しつつあるものの、第2波、第3波が懸念され、予断を許さない状況にあります。

本市では、県内でいち早く新型コロナウイルス感染症対策室を設置するとともに、業種を限定しない支援金給付による経済対策や、全市民へのマスク配布等による感染予防対策に取り組んできました。

今定例会最終日に、第二弾となる新型コロナウイルス感染症対策の議案が上程されま

すが、長期化が予想されることと、先日、国の第2次補正予算が可決されたことを踏まえて、さらなる支援を求めるべく、本市の新型コロナウイルス感染症対策について通告のとおり順次質問してまいりますので、よろしくお尋ねいたします。

最初に、①感染症拡大防止対策等についてお尋ねいたします。

まず、イ．公共施設へのサーマルカメラの導入についてお尋ねいたします。

感染拡大防止と来訪者の安心・安全を守るために、検温できるサーマルカメラの設置を進める自治体が増加しつつあり、本市でも、市役所など不特定多数の来訪者が想定される公共施設に導入する考えはあるのかお知らせください。

次に、ロ．平川市内事業所クラスター感染予防対策事業費補助金の対象経費拡充についてお尋ねいたします。

本事業は、感染予防の設備投資を助成するものであり、テレワーク環境整備や空調機器購入等がその対象となっていますが、消耗品であるマスクや消毒液は対象外となっています。ある事業者の方より、それらを含めた対象経費の拡充を求める声がありますが、市の考え方をお知らせください。

次に、ハ．フレイル対策についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、特に高齢者の心身への悪影響が懸念されます。本市においても、体力アップ教室などの一般介護予防事業が中止され、通いの場も、いまだ活動休止状態にあると聞き及んでいます。

このような中、高齢者の感染とフレイル化を予防するために、体操動画の作成・配信や、知識啓発のチラシを配布・発信する自治体がありますが、本市では、コロナ禍に即したフレイル予防をどのように進めていくのかお知らせください。

次に、②事業者への経済支援についてお尋ねいたします。

まず、イ．飲食業への支援についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症により、大変苦しい状況に立たされている飲食業ですが、窮地に活路を見いだすべく、新たにテークアウト事業に取り組む飲食店が、市内でも増加しました。緊急事態宣言解除後も、政府が示した新しい生活様式及び第2波、第3波が予期される先行き不透明感から、今後も外食を控えるムードは続くものと考えます。

市として容器購入や広告費の助成など、テークアウト事業に取り組む事業者を支援する考えはあるのかお知らせください。

次に、ロ．宿泊業への支援についてお尋ねいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症により、最も深刻な影響を受けた業種の1つが宿泊業であると考えます。新型ウイルス感染症の蔓延により、個人・団体旅行をはじめとして、各種会合や大会の中止の影響をダイレクトに受けています。緊急事態宣言が解除され、段階的に県境をまたぐ移動が解除されていくものの、既に甚大な損害を受けていて、今後も、先行き不透明感が極めて強いことから、特段の支援が必要であると考えます。

事業者負担の軽減を図るために、宿泊業に対する令和2年度の固定資産税を減免する考えはあるのかお知らせください。

最後に、③市民生活支援についてお尋ねします。

まず、イ．子育て世帯に対する支援についてお尋ねします。

市独自の児童手当等の上乗せについてであります。政府の休校要請等により、本市

の小・中学校も長期間にわたり休業しました。その間、食費や光熱費等の負担が増加し、また学習の遅れに対する懸念から、自主的に教材を購入した家庭も多くあると聞き及んでいます。

国は、児童手当等の増額を決定しましたが、本市でも子育て世帯に対する支援として、さらに上乘せ給付する考えはあるのかお知らせください。

次に、特別定額給付金の基準日以降に産まれた新生児への給付についてお尋ねいたします。

本市でも、既に9割以上に支給された特別定額給付金ではありますが、その基準日は本年4月27日までです。このコロナ禍にも生を受ける新生児を祝福すべく、同額を給付すべきと考えますが、市の御見解をお示しください。

次に、ロ. 指定ごみ袋の給付についてお尋ねいたします。

緊急事態宣言により、在宅時間が長引いたことに対する支援策として、指定ごみ袋を給付する考えはあるのかお知らせください。

最後に、ハ. 水道料金の減免についてお尋ねいたします。

既に上下水道料金の支払い猶予を実施していますが、緊急事態宣言により、在宅時間が長引いたことに対する支援策として、一般家庭に相応する20ミリメートル以下の上水道の基本料金を減免する考えはあるのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） おはようございます。

工藤貴弘議員御質問の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをいたします。

まず初めに、公共施設へのサーマルカメラの導入についてでありますけれど、私も有効な手段の1つであると考えております。

現在、市内の公共施設では、様々な感染防止対策を講じておりますが、より一層、来訪者の安全・安心を確保するため、関係部署と協議をしながら、サーマルカメラを設置したいと考えております。

次に、平川市内事業所クラスター感染予防対策事業費補助金の対象経費拡充についてお答えをいたします。

本補助金は、市内事業所がクラスター感染予防のため、事務所や事業所内に、新たに設置するパーティション資材、空気清浄機などの設備のほか、それぞれの事業所規模や業種形態に応じたフェースシールドや非接触型体温計は、補助対象としているところであります。

しかしながら、事業用に限らず一般家庭でも使用できるマスクや消毒液、体温計などの汎用性の高い消耗品については、補助対象外としているところであります。議員御指摘のマスク、消毒液についてであります。本定例会に追加提案を予定しております補正予算の中で、平川市福祉施設サービス継続支援事業としまして、障がい福祉施設、介護保険施設を運営する法人等に対し、感染予防対策に係る消耗品等の購入を支援することとしました。

また、今後においては、経済活動の回復に向けた取組として、感染防止対策の徹底を図るとともに、特に影響が顕著であった飲食店等に対して、お客様が安心して来店できるよう看板の設置や、消毒液等の支援を検討してまいります。

次に、フレイル対策についてお答えをいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、市が実施する体操などの介護予防教室については中止をしており、また、住民の方々が主体となって実施する通いの場についても、開催を見送っている団体があり、閉じ籠もりによるフレイルの進行が懸念されているところであります。

このことから、市では4月に、新型コロナウイルス感染症、高齢者として気をつけたいポイントとして、チラシを回覧しフレイル予防について啓発を行いました。介護予防教室等については、5月14日に青森県における緊急事態宣言が解除されたことから、今後は、それぞれの開催形態に応じ、開催時間の短縮、検温の実施、手や指の消毒など、必要な感染予防対策を講じながら、徐々に事業を再開したいと考えております。また、再開に当たっては、フレイルチェックのツールなどを活用し、参加者の状態を把握しながら、フレイル予防対策を進めてまいります。その他、集団での活動に不安を感じる方については、体操のパンフレットやDVDを配布するなどし、在宅でのフレイル予防にも柔軟に対応してまいります。

次に、事業者への経済支援のうち、中小企業者を対象とした固定資産税の減免についてお答えをいたします。

令和3年度につきましては、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入と、前年の同期間の事業収入を比較し、その減少率により、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する年税額の2分の1、あるいは全額を免除する予定としております。また、令和2年度分については、宿泊業に限らず一定の条件を満たした方の場合、税の徴収を1年の範囲内で猶予する特例制度を実施していることから、市独自の減免予定はございませんので、御理解ください。

なお、宿泊業への支援としては、光熱水費の一部を補助する宿泊施設事業者支援事業を行うこととし、本定例会へ追加提案する予定としておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、子育て世帯に対する支援について、市独自の児童手当等の上乗せについてであります。

国では、生活を支えるための支援として、特別定額給付金に加え、子育て世帯には児童1人につき1万円を支給する、子育て世帯への臨時特別給付金を行っております。

このことから、全ての子育て世帯に対する市独自の上乗せは行わず、子育て負担の増加や収入の減少など、特に影響を受けやすい独り親世帯などを対象として、7月定期支給の児童扶養手当に、子供1人につき2万円を上乗せして支給したいと考えております。

次に、子育て世帯に対する支援について、特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児への給付についてであります。

特別定額給付金の支給対象基準日翌日の、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児に対する、10万円の給付につきましては、国の第2次補正予算に盛り込まれた地方創生臨時交付金の活用も視野に入れながら、実施したいと考えております。

飲食業事業者への支援及び市民生活支援の指定ごみ袋の給付について、並びに水道料金の減免についての御質問については各担当部長から答弁をさせます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私からは、飲食業への支援についてお答えをいたします。

緊急事態宣言が発令された後、市内の多くの飲食店が経営を維持するために、テークアウト事業に取り組んだことから、市でもホームページを活用して各店舗の情報発信の支援を行ってきました。このような中、緊急事態宣言が解除され、現在は、全国的にも自粛の緩和や経済活動を促進させようという動きに変化してきています。

市といたしましても、感染防止対策を講じることを前提に、平川市プレミアム飲食・交通券を発行し、市民及び市内に勤務されてる皆様に消費を促し、地域経済の回復へ向けて事業を実施していきたいと考えております。

このことから、御質問の支援につきましては、今のところ実施予定はございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 私からは、指定ごみ袋の給付についてお答えいたします。

当市のごみの排出量につきましては、緊急事態宣言が出された以降も増加傾向は見られませんでした。今年4月のごみの排出量が、前月や前年同月と比較して増加していなかったことから、ごみの排出に関しましては、市民生活への直接的な影響はなかったものと想定されます。

このため、指定ごみ袋の現物給付につきましては、行わないことと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私からは、水道料金の減免についてお答えいたします。

当市では、一般家庭を含めた全ての使用者を対象に、基本料金の免除に向けた検討をしておりましたが、一部関係機関との協議が整いませんでしたので、減免の対象を全ての使用者から、減収事業者に限定した水道料金支援事業を、本定例会へ補正予算として追加提案する予定としております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 今回取り上げた質問の中で、採用していただく事業もあるということで、大変うれしく思います。そして、しないことについても、答弁の中でその理由が理解できましたし、また別の形で支援するというので、いずれにしても何らかの形で支援していくことは理解できましたので、再質問等はしません。

第二弾の地方創生臨時交付金、金額は早ければ明日、あさつてに通達があるというふうに聞いてました。その額は分かりませんが、第一弾の倍近いのか、ちょっと分かりません。そうした、今後国から給付される交付金などを活用していきながら、一人でも多くの方の雇用、そして事業継続、さらには市民の命と健康を守るために、市の職員の方々、新型コロナウイルス感染症対策で大変な思いをされていると思いますが、今後ともぜひ御尽力をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福士 稔議員） 5番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。

続いて、第2席、10番、山田忠利議員の一般質問を行います。

山田忠利議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山田忠利議員、質問席へ移動願います。

(山田忠利議員、質問席へ移動)

○議長（福士 稔議員） 山田忠利議員の一般質問を許可します。

○10番（山田忠利議員） 第2席、議席番号10番、誠心会の山田忠利です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。質問は、一問一答方式です。

先般の3月議会でも、同様の質問をさせていただきましたが、その後、存続に関わる住民説明会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、なかなか開催ができない状況が続いていると思われまます。

また、5月21日に、平川水泳協会会長並びに碓ヶ関地域活性化推進協議会長の連名による、碓ヶ関屋内温水プールゆうえい館の存続を求める要望書が、市長、市議会議長に提出されました。要望書と併せて、碓ヶ関地域住民をはじめ、市内及び他市町村の利用者1万100名の署名簿が集まり、多くの方々のゆうえい館存続の声が、市長に届出されました。

碓ヶ関屋内温水プールゆうえい館は、日本水泳連盟公認プールであることから、青森県内の様々な大会が、毎年数多く開催されており、ふだんから市内外はもとより、県外からも数多くのお客様が利用されており、地域経済の発展に大きく寄与してきたスポーツ施設でもあります。これらの状況下で、碓ヶ関屋内温水プールゆうえい館の存続に関わる住民説明会の開催時期、並びに今後の存続の方針について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 山田忠利議員の御質問についてお答えをいたします。

1月31日に開催された住民説明会において、様々な意見が出されたことについては、教育委員会から報告を受けております。このことから、新年度の早い時期に、改めて住民説明会を開催する必要があると考えておりました。

しかしながら、山田忠利議員からも御指摘がございましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、市民の健康を第一と考え、3つの密を避ける必要があることから、開催できる状況ではなかったこと。また、ゆうえい館の存続を求める要望書と署名簿が、5月21日に提出されたことから、住民説明会の開催が延びているものと承知をしております。

ゆうえい館の在り方については、提出された要望書と署名簿を精査した上で、住民説明会の前までには、方向性をお示ししたいと考えております。

なお、住民説明会の開催時期については教育長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 住民説明会の開催時期についてお答えします。

ただいま、市長が答弁しましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民の健康を第一と考え、住民説明会の開催ができない状況でありました。

このような中、5月21日に平川水泳協会会長と碓ヶ関地域活性化推進協議会長との連名で、ゆうえい館の存続を求める要望書と、1万100名の署名簿が市長に対して提出されましたので、その精査におよそ2か月程度時間を要することから、住民説明会は秋頃に開催したいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 伺います。秋頃と教育長から答弁ありましたが、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなかつかめない、長引いているさなかであれば、このままでいくと、なかなか説明会も行えないというところで、来年の3月31日をもって時間切れということで、廃止ということは考えてないですね。お聞きします。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） ゆうえい館の在り方につきましては、1月31日に開催しました住民説明会でいただきました意見、それから先ほどお話ししました、5月21日に提出されました要望書と署名簿を精査しまして、その方向性についてお知らせしたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） いま一度伺います。新型コロナウイルス感染症収束がつかめないままで、このままいったときに時間切れということで、令和3年3月31日をもって、廃止するということはないですかということをお聞きしているんです。答弁願います。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 繰り返しになりますけども、5月21日に平川水泳協会長、それから碓ヶ関地域活性化推進協議会長から、要望書等が上がっておりますので、そのことを十分精査しまして、その方向性についてお知らせしたい。今年度中に、その方向性についてはお示ししたいと考えております。

コロナ禍にあるということでありまして、状況を踏まえて3密防止を講じながら、住民説明会を開催したい。何かしらの形で、住民の方々にはその方向性についてお伝えしたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 大変なこの時期ではございますが、住民の切なる願いということをお酌みになりまして、住民の願いに沿うように、行政として努力していただきたいということを結論いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（福士 稔議員） 10番、山田忠利議員の一般質問は終了しました。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） ただいま、議長から一般質問の許可を得ました第3席、15番議員、工藤竹雄であります。通告しています質問事項及び要旨について、順次質問いた

しますが、明瞭簡潔な御答弁をお願いします。

1. 平川市職員の給与に関する条例関係について伺います。

まず、第17条時間外勤務手当について。

平川市職員の給与に関する条例の第17条には、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間当たりの給与額に、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で、規則で定めている割合を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給すると規定されています。

しかし、令和2年度の予算書の歳出に計上されていない款項目が多く見受けられ、その款項目に該当する職員が時間外勤務を行った場合、時間外勤務手当はどこから支出しているのか。総務費の時間外勤務手当3,026万6,000円からなのか、予備費からになるのか市長に御答弁を求めます。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員御質問の平川市職員の給与に関する条例関係についてお答えをいたします。

時間外勤務手当についての御質問であります。国や県の特定財源が充当されるものや特別会計においては、それぞれの担当部署で管理する予算科目から支出しておりますが、それ以外については事務の効率化の観点から、議員御指摘のとおり、2款総務費1項1目において一元管理し支出しております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 時間外勤務手当の請求については、担当課から総務課へ請求されているものと思いますが、「時間外勤務手当が欲しいから、時間外勤務をしているのではないか。」など、総務課職員から皮肉を言われているという話も聞きます。

請求については、どのように精査されているのかお伺いします。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 工藤竹雄議員の御質問にお答えいたします。

時間外勤務手当の請求についてですが、平川市職員の給与に関する条例の第17条にも記載がありますとおり、正規の勤務時間外に勤務をすることを命ぜられた職員には、支給することになっており、職員が時間外勤務手当の支給を受けるには、上司が勤務を命令する必要があります。この時間外勤務を行う際の命令は、各課において実施するものであり、どのような業務で時間外勤務を行うのかを確認した上で、各課長等が命令を行います。これを月ごとに各課で取りまとめ、総務課に提出することで、給料と一緒に時間外勤務手当を支給するものとなっております。

よって、総務課では、各課から請求があった時間外勤務手当の支給処理は行っておりますが、勤務の命令は各課長等の権限において行われているため、その業務の内容を審査し、支給を取りやめるといったことは行っておりません。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） こうしたことから、命令を受けずに時間外勤務をしている職員も、また多数いるとも聞きます。能力の問題もあるが、厳しいだけでは解決しないこともあります。

過重労働といった問題、事故等に関わる管理責任を含め、今後の対策はどのように講

ずるのかお伺いするのと、例えば、徹底してタイムカードを確認し、その請求に対して支払うものと思いますけれども、ただ一旦仕事を終わって、タイムカードは押しますけれども、また戻って事務をする、いわゆる残業する。そういうパターンもあるんです。これらのことについては、どのように対策を講ずるのか。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 工藤竹雄議員の御質問にお答えいたします。

今後の対策といったことでございますけれども、総務課では毎年、各課の要望を聞くためのヒアリングを実施しており、時間外勤務の実態や職員の配置、組織の在り方などについて意見を伺っております。その中で、必要と判断すれば、時間外勤務手当の増額や職員の増員、会計年度任用職員や再任用職員の配置により対応している状況であります。なお、年度途中に新たな事業が発生した場合においても、同様の対応をしているところでございます。

また、過重労働については健康障がい防止のため、時間外勤務が多い職員を対象に、産業医による面談を勧奨しております。産業医には、職員の心身の状態を確認することに加え、職場環境や業務遂行方法などについて意見を伺っており、過重労働の対策として今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 例えば、これ私の経験ですけれども、3月の予算特別委員会、質疑通告の質問取りを受けました。私は、午後4時から午後6時までかかっております。ということは、質疑通告した項目を全部一遍にやる。そういうことで、時間外勤務も発生しております。ただそうした場合の許可は、恐らく上司からもらっていない。質問取り終わって、それからまた精査して、あるいは答弁書書くために残業する方もいると思うんですけれども、それらのことについても、時間外勤務に該当しますか。それとも、事後処理でもよいということなのかお伺いします。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） お答えいたします。

勤務時間を過ぎてしまってから、質問取りを行ったというケースについてお話ししますと、結論から申し上げます、事後処理でも上司の業務命令ということであれば、時間外勤務手当の対象となるものと運用してございます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今の新型コロナウイルス感染症対策に関する時間外勤務手当について、昨年の4月期と比較してどのくらいの増減があるのか。また、延べ人数と延べ時間数はどのようになっているのかをお尋ねします。

それで、聞き取りのときもお話ししましたがけれども、5月期についてはどうなのかということをお尋ねしたら、恐らく6月中過ぎぐらいの請求だから、5月は出ないだろうというような聞き取りもあったので、もし5月期も分かっていたら、4月期、5月期教えていただければと思います。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策における時間外勤務手当でございますけれども、工藤

竹雄議員御指摘のとおり、4月の例を申し上げますと、昨年の4月期には510万8,806円であったのに対し、今年の4月期は439万1,074円であり、71万7,732円の減となっております。

また、延べ人数と延べ時間数については、昨年の4月期では152人への支給で、総時間数は2,538時間であったのに対し、今年の4月期では142人への支給で、総時間数は2,317時間となっており、今年度のほうが減っている状況でございます。

これについては、新型コロナウイルス感染症により、事業が中止になった影響のほか、緊急事態宣言により職員同士の接触を50%減らすことを目的とし、年次休暇の取得推進や在宅勤務を実施した影響により、時間外勤務が減っているものと思われま

す。また、5月の概算した集計でございますけれども、まずは金額から申し上げますと、今年の5月期では職員全体では329万7,595円。昨年の5月期は289万7,548円となっております。この差額は40万47円ということで、40万円ほど増額となっております。

ただ、この40万円の増額の内訳は、特別定額給付金、要は新型コロナウイルス感染症関連での時間外勤務手当が、48万7,995円でございますので、新型コロナウイルス感染症以外は、8万7,000円ほど減っているということでございます。

人数と時間数を比べますと、今年の5月期が延べ人数で148人。時間数が1,799時間。昨年の5月期が延べ人数で143人、5人増。時間数が1,566時間で233時間の増となっております。いずれにしても、人数分については新型コロナウイルス感染症分で11人分、それから新型コロナウイルス感染症分で200時間ということでございますので、新型コロナウイルス感染症以外では、昨年度より若干減っているというふうなことが言えると思

います。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 次に行きます。

2. 平川市防災行政無線管理運用規程関係についてお伺いします。

第5条放送の日時について、同条3項における点検放送を行う時間帯の午前11時30分と午後5時の根拠は何か。市長、答弁願います。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 平川市防災行政無線管理運用規程の第5条点検放送については、防災行政無線における電波の導通及び受信状態の確認を目的として、実施しております。

平成27年4月の防災行政無線の本格運用に伴い、平賀、尾上地域では11時30分と17時、碓ヶ関地域は5時、12時、17時にチャイム及び市民歌を放送し点検を行っているものがあります。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そういう根拠だとちょっと疑問なんだ。

ただ私は、11時半というのは、一番効き目あるのが、農作業する人には非常にいい時間です。11時半、お昼です。遠い場所もあるだろうから、11時半になったら、それから準備して帰っても12時には御飯食べれる。

ただ午後4時というのは、冬の期間です。ほとんど仕事はしてないでしょう。農作業もないでしょう。そういうことから考えたときに、私は午後4時に改正すべきと思っています。それはなぜかということ、生活環境を考慮することであると私は思ってるんです。

一般的な企業に勤めている人たちは、大体その職場のチャイムか何かで午後5時で定時ですけれども、実際外で仕事されている一般市民の方たち、この午後4時というのは、私最高にいいと思うんですけれども、その点についてはどう考えていますか。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 工藤竹雄議員の御質問にお答えいたします。

この防災無線の時間の設定につきましては、当面はこの時間帯で運用し、改めて見直しを行うこととしておりましたので、昨年12月に全66の町会に意見をお伺いしております。結果として、8割となります52の町会から回答をいただきました。

この調査の中で、11月から3月までの、冬期間の夕方の放送時間の変更についてもお伺いしており、50の町会より、変更の必要がないという意見をいただきました。現在の運用のままでよいという意見が多数であったことから、引き続き、変更を行わず今現在は運用しているところでございます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 50の町会がそういう意見だと。そういう人たちの考え、私は分かりませんが、実際午後5時って本当に意味あるのか。町会長に何だかんだ言うと、叱られるかも分からないけれども。午後4時のほうが生活環境では非常にすばらしいのではないかと。そう思っております。私、ここで改正すべきと尋ねました。町会長のアンケートに従ってそのとおりです。それで終わるのか分かりませんが、考えてほしい。そう思っております。

それで教育長にお伺いします。毎日午後5時にかかる第5条放送について、冬の期間については日が暮れる時刻が早くなること。特に、下校時の防犯上など子供たちを事件・事故から守る安心・安全な対策として、午後4時放送に変更するなどの考えがあるのかどうか。教育長の率直な御見解をお伺いします。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 工藤竹雄議員の第5条の点検放送をかける時間を午後4時に変更するとの考えがあるかどうかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、とりわけ冬の期間においては、日が暮れる時刻が早くなることから、交通事故や犯罪防止のため、児童生徒の安全・安心を確保する対策を講じることは、極めて重要なこととあります。

現在、ほとんどの学校では、第5条放送を活用して児童生徒の安全指導に役立てておりますので、引き続き取り組ませ、子供たちの安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 各学校においてまちまちでありますけれども、私の地元のそばでは、冬の期間午後4時になると、校内放送で「帰りましょう。」という放送があります。平賀地域のほうからは、聞こえてきませんが、夏場でも午後5時になると放送聞こえてきます。ですからやっぱり安全対策とか、いろんなことを考えたときに、私は正しい方向性を考えたほうがいいんじゃないのか。町会長、60幾つか70幾つかのが50人も現状のままで。午後5時はあまり聞こえません、冬場。

それでもう一つ尋ねますけれども、この平川市防災行政無線管理運用規程の中での、

第6条において第2条第2項とあるんですけれども、この意味は何ですか。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 平川市防災行政無線管理運用規程の第6条において、第2条第2項に規定するということで記載してあるということでございますが、実は工藤竹雄議員にお渡しした資料が間違っておりまして、工藤竹雄議員の御指摘を受けまして、正しくは第3条第2項でございますので即座に直させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 以上で終わります。

○議長（福士 稔議員） 15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了いたしました。

続いて、第4席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番（佐藤 保議員） 第4席、議席番号9番、誠心会、佐藤 保でございます。

30分という時間制約もありますので、通告に従い本題に入らせていただきます。こういう事態ですので、質問というよりは現状の確認ということで受け取っていただければ幸いです。

私たちが新型コロナウイルス感染症を知るきっかけになったのは、中国武漢市のロックダウン（都市封鎖）の年初め1年半ばかりで、それから短期間に瞬く間に世界中に蔓延してしまいました。災害や危機に陥ったときは、悪いことにそれまで潜在化していた課題が一気に表面化してきます。

長い年月積み上げた国と国の関係はもとより、身近なところで日常当たり前と思っていたコミュニケーションの手法が、3密回避ということで否定されました。

6月5日の今議会初日に市長が今までの市の経緯等を話され、重複するところもありますが、改めて新型コロナウイルス感染症は平川市にとってどのような影響を与え、市はどのような感染防止策を取り、国の支援策についてどのような対応をしたか確認させていただきます。

1. 緊急事態宣言の平川市への影響についてということで、①基幹産業・観光産業や市民への影響。基幹産業である農業分野への影響、そしてようやく軌道に乗りつつあるインバウンド事業の落ち込みやイベント中止等による市民への影響について、市の現状をお知らせください。ダメージはいかほどあったのでしょうか。

②子供たちへの影響について。小・中学校の休校は、平川市の将来を担う子供たちへどのような影響がありましたでしょうか。卒業式、入学式等、一番大事な時期のイベントの中止、学力の遅れ等について市ではどのように捉えておりますでしょうか。

③令和2年度の市計画事業への影響であります。新市庁舎建設も含めた今年度計画した大型事業への影響、設定予算と工期に影響はないのかについてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員の御質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス

ス感染症による、基幹産業である農業・観光産業や市民への影響についてであります。

農業については、関係機関・団体等に確認したところでは、全国的な傾向といたしまして、外食産業や大型量販店の営業自粛、学校休業による学校給食の停止により、業務需要で大きな影響を受けており、日もちのしない生鮮野菜や牛肉の販売が特に低迷していると伺っております。同様に花卉においても、冠婚葬祭や各種イベントの自粛で需要が大幅に減少しています。

その一方で、りんごや米は、外出自粛により家庭消費の需要が増加する傾向となったと伺っております。これから秋にかけ、多くの農作物が生産・出荷されますが、新型コロナウイルス感染症により、消費や価格・流通などにどのような影響を及ぼすのか心配されることから、今後も関係機関と連携し、市場の動向や流通など情報収集に努めてまいります。

観光産業では、御承知のとおり4月から8月にかけての様々なイベントが、軒並み中止となったことに加え、10市大祭典も中止が決定されました。また現在、世界的に渡航が制限されていることに加え、制限解除の見通しが立っていないことから、インバウンドによる誘客を見込むことも困難な状況であると考えます。

このような中、飲食業や宿泊業に限らず、それに関係する小売業や卸売業、タクシー・代行業等が大きな影響を受けております。また、海外においても生産・消費活動が減速していることから、製造業や建設業にも影響が見られています。

現在、市では新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月比で30%以上減収している事業者への支援事業を実施しており、6月12日現在、262件の申請となっております。

最後に市民へ与えた影響として、行政面においては、小・中学校の休業、公共施設の利用休止及び成人や乳幼児の健康診査の延期など、市民の皆様にも多大な影響を及ぼしたと認識しております。また、個人の生活面においても、外出自粛の影響に伴う勤め先の休業により、収入が減少した方もあろうかと思われまます。

新型コロナウイルス感染症については、県内においては収束している状況にありますが、今後も動向を注視しつつ、検証をしながら対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、令和2年度の市計画事業への影響についてでございますが、新本庁舎建設事業につきましては、今後の発注を予定しており、施工業者がまだ決まっていない状況であります。

緊急事態宣言により制限されていた都道府県をまたいだ人の往来や、資材の生産・流通なども正常に戻りつつありますので、現時点においては、工期の遅れ等事業への影響はないものと想定しております。また、学校や集会施設など、ほかの大型事業につきましても同様に特に影響はないものと考えております。

子供たちへの影響については、教育長より答弁いたさせます。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 佐藤 保議員の子供たちへの影響について、まず、緊急事態宣言を教育委員会としてどのように捉え、小・中学校を臨時休業としたかについてお答えします。

議員御承知のとおり、4月16日、内閣総理大臣が新型インフルエンザ等対策特別措置

法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大いたしました。緊急事態宣言は、全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生活と健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるために行うものであり、本県においてもこの時点で22例の感染者が確認され、平川市の子供たちに感染症が広がっていくおそれのある重大な局面であると認識いたしました。

このことから教育委員会では学校保健安全法第20条に基づき、子供たちの健康・安全を第一に考え、子供たちの健康に重大な影響を及ぼす感染症の予防措置として、令和2年4月21日から5月6日までの期間、市内小・中学校を一斉休業としたところであります。

次に、卒業式、入学式の実施方法についてお答えします。

式への出席者は、卒業生あるいは新入生とその保護者、教職員のみとし、座席の間隔を十分に取るとともに、式場の換気や除菌液の設置、飛沫感染を防止するため国歌・校歌をCD等で代用するなど、可能な限りの感染防止対策を講じ、かつ式の時間を短縮して実施させました。

最後に、子供たちの健康・体力の状況についてお答えします。

臨時休業中は、議員御指摘のとおり、外出の自粛等により心身の健康が懸念されました。このため教育委員会では、各家庭に通知を出し子供の健康の維持と免疫力を高めるため、バランスのよい食事や十分な睡眠を取ること、適度に体を動かすことなど、家庭における過ごし方について保護者に理解・協力を求めたところであります。臨時休業明けの子供たちの健康状態については、全ての小・中学校を訪問して確認しております。

現在、市内の子供たちは感染防止対策を講じながら、授業をはじめマラソン、部活動などの教育活動に元気に取り組んでいる状況であります。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） コロナ禍でも花は咲くという写真特集を組んだ地元紙があります。基幹産業の農業者は季節の変化を肌で感じていて、新型コロナウイルス感染症に関係なく、秋の実りを信じて今年も作付を始めました。自然がつくったコロナ禍で、まさしく人間は自然に生かされている存在、自然の一部であると感じざるを得ません。そして、人間が生きるための食料の生産の重要性もまた再認識させられたところであります。農業もいずれリモートでテレワークできる時代が来ると信じていますが、急遽始まったテレワークもこれからの働き方改革の主流になるのではと期待しております。

この質問に関して再質問はないわけですが、もう一つ子供の関係で申し上げますと、日本小児科学会で発表したことであります。ウイルスが直接もたらす影響よりも休校による被害が大きいとありました。学習の遅れはもとより、運動不足・生活習慣の乱れ、友達と会えない不安などがあります。保護者との丁寧な対応、やられたようでありますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、市の大型事業計画、今のところは遅れもなくスムーズにいくのではないかとこの市長の御回答をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。期待もしております。

次に、2. 平川市の感染拡大防止対策についてお尋ねいたします。

①庁舎内の業務継続への取組についてであります。市役所の窓口風景が一変しました。緊急事態宣言を受けて、行政サービスをストップさせないため実施した市の取組についてお尋ねします。

②市民への安全対策についてであります。市民の生命を守るといった安全対策として取った取組についてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、市民への安全対策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する市民への安全対策について関係部局の情報共有と対策強化を図るため、2月3日に第1回新型コロナウイルス対策連絡会議を開催して以来、連絡会議を3回開催しております。その後、2月28日には新型コロナウイルス対策本部に移行し、本部会議を9回、合計12回の会議を開催し、ウイルスの脅威から市民の安全を守るべく、協議を重ねてまいりました。

本部会議での検討事項である新型コロナウイルス感染症の市民への周知や安全対策、庁舎の業務継続への取組については、副市長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） ①庁舎の業務継続に向けての取組についてお答えをします。

市では、平川市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画を策定し、市職員に感染等による出勤困難者が発生した場合においては、非常時における優先業務を区分し、また意思決定権のある者が罹患した場合であっても、指揮命令系統が確保されるよう代行者を定めるなど、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供する体制を構築しました。庁舎においては、飛沫感染防止のためマスクの着用や、来庁者と職員とを仕切るため、ビニールでのパーティション作成やアクリル板の設置など、職場内での感染予防に取り組んできたところであります。

また、緊急事態宣言が発令された期間には、人との接触による感染リスクを軽減するため、職員同士の接触を50%減少させることを目的に在宅勤務を実施し、業務継続に向けた感染予防を行ったところであります。

加えて、組織面では、健康福祉部に新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、対策本部の運営や総合相談窓口としての業務を担うとともに、感染症対策の総合的な調整を行っております。以降も、特別定額給付金業務に対応するため、人事異動により福祉課に職員を増員するなど、業務を円滑に実施できるよう配慮したところであります。

今後、再び緊急事態宣言が発令された場合を想定し、在宅勤務のさらなる充実を図るため、テレワーク用の通信機器を用い、自宅においてもネットワークに接続して業務を行えるよう準備をしており、業務継続に向けた環境整備を進めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関する市民への周知についてお答えします。

これまでも随時毎戸にチラシを配布しておりましたが、5月1日からは庁内各部署の情報を集約し、毎月1日と15日の2回配布しております。市ホームページにおきましても、特設ページを設けて随時最新の情報に更新し、関連する情報の発信に努めております。

さらに、新たに設置した新型コロナウイルス感染症対策室に直通回線を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に不安を抱える市民の皆様からの様々な電話

での問合せや相談に応じております。症状に関すること、特別定額給付金に関すること、経済対策に関すること等、これまでに200件以上の問合せがございました。

また、全市民に1人当たり2枚、計約6万4,000枚のガーゼマスクにつきましては、各家庭に順次発送し、5月下旬までに全世帯への配布を終えております。

このほか、市内各部署の所管する施設について、県の休業要請等も踏まえ、規模やその特性、使用形態等を勘案した上で使用の制限等を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めました。文化ホール等、現在も休止している施設も一部ございますが、緊急事態宣言の全国的な解除に伴い、今後は時期を慎重に見極め、かつ適切な措置を講じた上で使用再開に努めてまいります。

市の主催するイベント・事業等に関しましても同様に、感染拡大を防止するため、やむを得ず中止または延期してきましたが、今後は原則として3つの密や大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が想定されないときには、ソーシャルディスタンスの考え方にに基づき、適切な感染防止対策を実施した上で開催するよう検討してまいります。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 新型コロナウイルス感染症対策室、そして新型コロナウイルス感染症対策本部のいち早い立ち上げ、そして平川市新型コロナウイルス感染症業務継続計画には第2波、第3波への備えもあるようにお聞きしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

緊急事態宣言においても、行政サービスの中断はなかったと感じていますが、業務を継続するために行ったいろいろな取組についてお伺ひしました。スピード感を持った確実な対応を引き続きお願ひします。新聞、マスコミ等に掲載されてそれをてらうよりは、市民が一人一人確実に恩恵を受けるような施策、何とぞこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3. 政府支援策の対応についてであります。

①特別定額給付金等の個人向けの対応状況についてお伺ひします。昨日の新聞にも、青森県各市町村特別定額給付金の給付状況について記事が掲載されました。平川市の状況をもう少し詳しくお知らせください。そしてまた、いろいろ問題になっております各自治体でマイナンバーカードのトラブルが発生してまして、途中で電子申請を取りやめた自治体も多く出ております。平川市の状況について、電子申請の状況についてもお知らせください。

これは市の関与がどの程度かまだ分かりませんが、国から直接事業者への給付②持続化給付金等の事業者向けの対応状況、市はどのように関与しているのか。その状況等についてお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 新型コロナウイルス感染症に伴う国の支援策についての御質問にお答えいたします。

市ホームページに掲載するほか、様々な市の取組と一緒に分かりやすくまとめたチラシを、これまで3回毎戸配布し市民の皆様にお知らせしております。

個人向けの支援策並びに特別定額給付金の支給状況及び持続化給付金の対応状況につ

いては、各担当部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 私からは、個人向けの支援策と特別定額給付金の支給状況についてお答えをいたします。

初めに国の支援策のうち個人向けの主なものとしては、特別定額給付金のほか、児童手当の対象となっている児童1人につき1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれがある方に家賃相当額を支給する住宅確保給付金、休業等に伴う収入減少により一時的な資金が必要な方へ貸付を行う生活福祉資金の貸付、さらに国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルスに感染または感染の疑いにより会社等を休み、給与等の支払いを受けられない方に支給する傷病手当金などがあります。

このほか各種税金や国民年金保険料、介護保険料、上下水道料金の支払い猶予などがあり、これらの支援策についても毎戸配布のチラシに掲載し、市民の皆様に情報発信を行っております。

次に、特別定額給付金の支給状況等について、6月12日現在の状況をお答えいたします。

当市の特別定額給付金の対象世帯数は1万2,054世帯であり、申請件数は1万1,578件、申請率は96.1%となっています。申請の内訳は、マイナポータルを利用したオンライン申請が191件、郵送申請が9,959件、窓口申請が1,428件となっています。全体の申請数に対するオンライン申請の割合は1.6%です。

次に、支給状況ですが、支給済件数は1万1,211件、対象世帯に対する支給率は93.0%でありまして、支給総額は29億2,480万円となっております。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私からは、持続化給付金等の事業者向けの対応状況についてお答えをいたします。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で減収が50%以上となった中小企業、個人事業者に対する国の支援事業であります。申請がオンライン方式となっており、市または商工会を経由しての申請ではないことから、申請に関する情報は把握できていない状況にあります。

国では、オンライン申請が困難な方を支援するため、全国499か所に申請サポート会場を開設し、県内では青森市や弘前市、八戸市など7か所が会場となっております。この申請サポートに関する情報につきましては、6月1日の毎戸配布のチラシに掲載し、周知を図っております。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 必要な方にいち早くスピード感を持って、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

このような時期に不謹慎かと思いますがけれども、平川市にとって新型コロナウイルス感染症は何だったのか。いろいろ考えるわけでありましてけれども、これを一つのチャンスと捉えるのも考え方だと思います。地方でもインターネット環境を整備すれば、どこでも東京と同じ仕事ができる、そういう業種があるというのを新たに発見いたしました。

各自治体も、都会の人たちを呼ぶチャンスと捉えているはずであります。平川市も一つそういう目でもって、また考えていただければと思います。以上で質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 9番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5席、14番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

齋藤 剛議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤 剛議員、質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

○14番（齋藤 剛議員） 第5席、議席番号14番、齋藤 剛であります。ただいま議長より一般質問の許可をいただき順次質問させていただきます。

1. 10年後の市内で限界集落と思われる行政区は何か所くらいあるのでしょうか。現在、過疎債及び辺地債等の事業を行っている地区は、イコール限界集落となるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 齋藤 剛議員の御質問、限界集落についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり過疎や辺地、そして限界集落という言葉をつねれば、イメージ的には高齢者比率が高く、人口減少が危惧される地域であるなど、悲観的に感じている方も多いのではないかと思います。

それぞれの用語については、関係する法令等で定義付けされておりますので、後ほど企画財政部長より答弁をさせます。

私からは、限界集落についてお答えをいたします。

限界集落という名称は、辺地や過疎に比べより深刻な実態を指摘するため、高知大学名誉教授である大野 晃氏により、1990年頃に提唱された概念であるというふうに認識しております。

具体的には、過疎化によってその集落の人口の50%以上が65歳を超え、コミュニティ機能の維持が困難と見込まれる集落のことです。10年後の当市における限界集落の推定についてであります。高齢化率だけで見ますと令和2年3月末時点の住民基本台帳では、高齢化率50%を超えている行政区は現在9地区、50%以上が55歳を超える準限界集落とされる行政区は25地区となっております。

したがって、今の高齢化率が続くと仮定すれば、10年後には34の行政区が限界集落になるとおられます。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 私からは、過疎及び辺地の定義についてお答えいたします。

過疎は、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法に基づき、人口減少率、高齢化率、若年者率など人口要件などにより市町村単位で指定されるものであります。当市においては旧碓ヶ関村が該当しており、市町村合併後においても、旧地域が一部過疎として地域指定ができるよう、過疎法で規定されているものであります。

次に、辺地は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる辺地法に基づき、市町村の中で、交通などの生活条件が特に不利な地域が要件とされ、山間地や離島などが該当します。先ほどの過疎に比べ、人は住んでいるものの、地理的条件が特に不利な地域のことであり、当市においては東部地区及び久吉地区が該当します。

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 今現在9地区、そして25地区、辺地そして過疎、自分もあんまり辺地、過疎とは使いたくありませんけれども、一応これから10年後には34地区の行政区が限界集落と言われるのではないかというような答弁でした。

それにおいて、例えば私も70歳過ぎております。10年後、80歳過ぎになるかと思いません。そういうのもやっぱり辺地の対象、過疎の対象、そして限界集落の引き金と言われるのかと思っておりますけれども、そういう地区におかれまして医療難民だとか買物難民だとか今でもあるわけがございますけれども、その辺の行政のサービスというのか、行政におかれてその地区にはどのような行政としてやるべきことがあるのか。10年先の話ですので、今ではありませんので、今をも想定した上でこうなるのではないかということをお知らせいただければ助かります。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 10年後といたしますか、いわゆる大野 晃先生が提示された限界集落になるその地域へ対する対応というふうなことで、限界集落における今後の住民サービスについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、高齢化が進んでいる地域の住民が望む代表的な例として、交通弱者対策と地域医療の確保が喫緊の課題であると考えております。その対策につきましては、それぞれの地域の実情の違いにより、市内均一な行政サービスを受けない地域に対し、その地域と行政の話し合いにより、地域で解決できるものと行政に委ねるものを明確にするための地域運営組織が必要であると考えております。

令和元年度では、東部地区において、その準備組織となる東部地区運営委員会を立ち上げ、特に買物や病院への通院など、移動手段の確保について話し合いをしてきたところであります。その一環として、市では今年度策定を予定している地域公共交通計画の中で、新本庁舎や買物、通院に利用できるコミュニティバスの運行を実現するため、今後も地域住民や県のアドバイザーを交えながら、計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 東部地区におかれて、今年2月24日ですか最後にあつたけれども、6回ほど会議が開かれました。そして、4月から試験的に何人乗るか分からないけれども、試験的にこういう形でバスが走りますというふうな話でしたけれども、別に何も連絡なくて確かに新型コロナウイルス感染症の影響もあると思いますので、今のと

ころ走っておりません。あれどうなったんだべと思うけれども、ゆうべ今月23日にその会議がありますというので、私出席させてもらいますと言っておりますけれども、いろんな形で地域的にもいろんなやり方はあるかと思っておりますけれども、碓ヶ関地域も飛び地かもしれませんし、東部地区も飛び地かと思われまます。

でも、やっぱり東部地区の人たちは、医療そして買物等黒石市がメインなので、黒石市を外して黒石市に降ろすことができなくて平川市に無理やりもってくるというような言い方変ですけども、バスが来るようになっていきます。でも医者に行きたいのにそのバスに乗れば平賀まで来てしまう、平賀地域には診療所しかない。いつも診てもらっているのは、黒石市にある総合病院になります。また電車で黒石病院まで行かなくちゃ駄目だという不便もございましてけれども、いろんな話の中で、でもいいから試験的にやってみようというような形で話し合われましたけれども、今月23日またその話合いになると思っておりますのでそれはいいとして、これから碓ヶ関久吉地区もそうかと思っております。これからはいろんな形で地区によって事情も違うし、どこまで走ればいいんだというバスの在り方も違って来るかと思っておりますので、その辺も近い将来に考えていただきながら、試行錯誤を繰り返して最善の便利な方向にもっていただければと思っておりますので、10年後はいずれ皆さんも一緒になって考えなくちゃならない問題かと思っておりますので、この辺の質問はその辺にしておきます。

2. 国道102号板留トンネル、田代トンネルの照明についてでございます。

もちろん私が、平川市長にお尋ねすることはお門違いかもしれませんが、あそここの地番は黒石市でございます。でも、黒石市のあのトンネルを利用して通勤している人は厚目内の人たちだけです。私も平川市の人で小国、葛川、平六、井戸沢、一本木、大木平、云々と言えれば大体300人ほど生活しております。ほとんど今言ったように、買物でも病院でも黒石市を通るのであそこを通ります。非常に照明が暗いんです。たまに私、大鱈町のほうにも行くんだけど、大鱈町のほうのトンネルの中はガラガラするほど輝いています。もう何一つ落ちていても分かるような感じです。でも国道の単線と、単線って7号線1桁のあれと2桁のあれは違うのかと思っております。

そして、5月10日あんまり暗くて駄目ですから、中南地域県民局県土整備部に電話しました。「いや暗くて見えないから何とかしてくれない。」と言ったら、5月11日に一日ばあっと全部ついて明るくなったと思って、夕方また電話して「ありがとうございます。いつもあの調子だけいいですね、明るくなりました。」って言ったら「ああそうでしょ。」天候の具合で電氣量を絞っているというような話がございました。して、「どせばいいんだっけ。」って言ったら「あんた議会で議会終わったら、市長はじめ若干上のほうに言っていただければ、多分明るくなります。」というような回答で、下のほうばししゃべっても意味ないと終わりましたけれど、もしできましたら果たして国道とするのは何ルクス以上なければ駄目だというルールがあるならば教えていただきたいし、また議会終了後でも結構でございますので、市長をはじめ議員の皆さん「行こう。」と言えれば行きますけれども、何名かで中南地域県民局県土整備部に行って「何とか明るくしてください。」と言えれば、明るくなるような希望ある話がございましたので、市長もしできましたらお願いしたいと思っております。

本当に歩行者もおります。歩行者、個人的に言えば虹の湖の手前の人なんだけれども、

それは歩道歩いているからいいんですけれども、自転車も走っています。自転車は車道を走っているので、本当に目の前まで行かなかつたら気がつかないというような感じなんです。あれでも事故あればやっぱり運転手が悪いことになりますので、その辺も併せていつか市長と一緒にいけるのか、それからルクスが何ぼあるのか。ルクスの共通とするのはあるのか。分かったら教えてください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問のありました国道102号板留トンネルの照明について、お答えをいたします。

このトンネル内の照明の件については、暗く感じる等の御意見があることは認識しているところであります。管理する中南地域県民局へ改善していただくよう要望もさせていただいております。

県との協議の中で得た最新の情報等につきましては、建設部長より答弁をさせます。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私からは、県から情報提供された内容等についてお答えいたします。

現在、板留トンネルの照明は、トンネルの外部と内部の照度の関係を機械的に感知し、自動点灯しており、節電効果を図りながらも交通量を考慮した上で、道路照明基準に基づく点灯を行っているとのことであります。

また、県が管理するトンネルの照明灯をLED化する事業が、今年度から着手されるとの情報も得ており、板留トンネルとこれに接続する田代トンネルについては、8月に発注し、今年度3月末までの工期で実施できるよう現在作業中とのことであります。ほかのトンネルとの予算的な調整もあることから、全区間の施工になるかについては、情報を得た段階で改めてお示ししたいと考えております。

それから明るさの基準等のお話でございましたけれども、道路照明施設設置基準、これに基づいて道路管理者は道路照明灯を設置及び点灯させることとなりますけれども、トンネル内については平均路面輝度という指数で表すこととなっております。板留トンネル、田代トンネルについては設計速度が60キロメートルでございますので、その基準によれば平方メートル当たり2.3カンデラという数値になります。

しかし、この基準の中でも交通量等を考慮して、0.7カンデラまで下げることができるということになってございますので、2.3カンデラから0.7カンデラの範囲内で今現在動いているものと推測されます。いずれにしても、今後、事業内容と現場状況を把握しながら、県との協議を続けてまいりますので、何とか御理解をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） ルクスじゃなくて、輝度というような名称ができました。それが果たして何ぼなのかというのはちょっと分かりません。

それで8月から3月までの工期をもって、照明を替えるというような話もありました。果たして今現在、もう照明器具はついているわけなんです。例えば、何というあれだべ。黄色い電灯で全部つけければ本当は明るいです。でも、4つに1つくらい消えているんです。そして、暗いところといえば本当に極端に暗い。両側が消えた場合、本当にそのセンターラインが見えないくらい消えて暗いです。でも、その先の道路が見えるか

ら勘で走っていくけども、端的にそこに何かあるといえればこんな言い方変ですけれども、小動物が転んでも気がつかなくてひいてしまうような状態です。たとえ、8月から3月まで照明を取り替える、LEDにすると言うけれども、LEDにしても電気の消費量をけちれば暗くなるので、先が見えているトンネルは先が見えているから基準が分かります。あそこはカーブになっていますので、先が見えないので基準が分からなくて、本当に「えっいいのか。」という感じでちょっとした大型車でもすごい勢いで、別にスピード出しているわけじゃないけれども、トンネルですので反響音が大きくて、すごい大きいと思ってちょっとこう左に寄るような感じになります。というのは、センターラインを踏んで自分で走行していたからかと思うような状態です。もしできましたら、今一度暇あったらというような言い方変ですけれども、実際通ってみてください。自分で運転して、よその人運転していれば気つかないうちに過ぎますので。

それと市長にもう一度お尋ねしますけれども、この議会終わってからも結構でございますので、中南地域県民局県土整備部に何とかもう少し明るくしてください。8月から3月までの工事終わったら、もうちょっと明るい感じのトンネルにしてください、ということお願いできますでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 中南地域県民局県土整備部では、先ほど御答弁申し上げましたような説明でございました。

私といたしましても、安全性を確認しながらぜひ一度、また状況等を把握した上で中南地域県民局県土整備部へ訪ねてお話をしてみたいと思っております。ただ、その結果として照度、基準、何カンデラという基準の明るさがありますので、その範囲内でやっているというふうな先ほどの答弁と同じであれば、これはなかなか国にも申し伝えることはできませんけれど、お話だけはさせていただきたいと思えます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） あそこは冒頭申し上げましたけれども、平川市内でございませぬので難しいかと思っておりますので、今から十二、三年前、何とかあの田代トンネルと板留トンネルをくっつけてくださいと、あそこに雪が落ちるためにわだちができて急にブレーキ踏めばトンネルの擁壁にぶつかってけがして、もしくは死ぬというような4人ほど死んでいるということ何回も申し上げ、3回一般質問して今ちょうどあそこに雪が降らなくて非常にいい具合になっております。確かに黒石市でございませぬけれども、平川市の住民が毎日のようにあそこを通過して黒石市、平賀地域、尾上地域等に来ますのでその辺もこれからも何とか重要なトンネルだというような気持ちで付き合ってくださいように、市長よろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 14番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

続いて、第6席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） 一般質問初日、6番目の登場になります。16番、日本共産党

の齋藤律子です。質問、答弁合わせて30分という時間です。それでは通告に沿って一般質問を始めます。

まず、最初の質問は1. コロナ禍の中での新庁舎建設と財政運営計画についてお尋ねをします。

①新庁舎建設についてであります。

新庁舎建設に関する説明は6月5日、今議会開会日に説明を受けましたが、通告をしましたので入札から着工までのスケジュールや危惧される内容について質問をします。

平川市の新庁舎建設は、市の発表ではこの6月定例議会後、本格的に始動することになっています。まさに、コロナ禍の中で工事が行われることになるわけですが、外部からの人の出入りも多くなることから、この中弘南黒地域に大規模な感染が発生し、平川市も巻き込まれる場合がありはしないかと危惧しています。庁舎建設に当たって、工事現場等の感染対策をどのように行おうとしているのでしょうか。

また、感染の第2波、第3波が襲来し資材の調達が困難になったり、流通が滞る場合もあるかもしれません。新型コロナウイルスは未知のウイルスであり、封じ込めに対する回答は手探り状態です。できる限り科学的に、合理的に最大限の取組を進め、感染者を出さない万全な対策を講じる必要があると考えています。新庁舎建設に当たり、コロナ禍の中での感染対策等について、どのようなことを考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

②財政運営計画への影響に対する見解についてお尋ねをします。

人類が、太古から天然痘やペストなど恐ろしい感染症で甚大な犠牲を強いられてきたことは歴史に学ぶところですが、今回のコロナ禍は現代の人間社会に挑戦しているかのようであります。健康被害はもちろん経済活動、社会活動の制限で生じた暮らしと経営への打撃も深刻になっています。こうした苦難を救済するために、国や自治体では支援策に取り組んでいるところです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地方の財源不足は過去最大だったリーマン危機後の18兆円を上回るとの見方もあり、地方財政は未曾有の危機ともいわれています。このようにコロナ禍は長年にわたるとも見込まれており、万が一平川市内で感染者、クラスターが発生した場合、当然感染予防対策や緊急支援対策に万全を期する必要が出てきます。

庁舎や学校等、今後とも大型建設事業が続く平川市ですが、新型コロナウイルス感染症対策に市の財政が逼迫する懸念は避けられないものと思っております。

平川市では、令和5年度までの財政運営計画を策定しています。償還など長期に組んでいるところから、財政運営に支障を来し市民生活にも大きな影響が出てくると思うと身の毛がよだつ思いです。

市長は、コロナ禍が市の財政運営上に与える影響に対しどのように考えているのか、市長の見解をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（福土 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員の御質問にお答えをいたします。

平川市新本庁舎建設工事については、大きく分けると、今年度発注する1期工事と新本庁舎完成後に発注する2期工事に分けて行う予定です。齋藤律子議員の入札方法等に関する質問は、今年度発注する1期工事であると思われしますので、その内容について

お答えをいたします。

まず、1期工事の発注については、新本庁舎の建築工事に、井戸掘削工事や融雪工事、舗装工事などの外構工事と新車庫建築工事を加えた一括発注といたします。

入札方法については、一般競争入札の最低価格落札方式を採用します。予定価格については事前公表とし、最低制限価格を設定いたします。

入札参加者の資格については、日本国内に本店を有する単体の企業で、経営事項審査の点数や施工実績等条件を付して公告をいたします。

着工までのスケジュールについては、入札公告を6月22日に行い、8月17日に開札及び仮契約をいたします。9月定例会において契約に係る議案を上程し、議案が可決された際には、本契約締結、そして10月着工となる予定です。

工事現場での新型コロナウイルス感染症対策等については、後ほど建設部長より答弁させます。

次に、当市の財政運営計画への影響について、見解を述べさせていただきます。

今回のコロナ禍は、これからの人類の生活様式を一変させるなど、世界的な未曾有の事態であります。そのため国では、いち早く、国民の生命の安全と生活が維持できるよう、第1次及び第2次補正予算を編成し、地方創生臨時交付金や各種支援制度を創設するなど、国や地方自治体、医療機関等の関係機関が総力を結集し、感染拡大防止や経済対策など緊急的支援を講じているところであります。

当市においても、これまで国の交付金を待たずに市内事業者緊急支援事業をはじめとする各種支援策を講じてきたところでありますが、本定例会においては国の交付金を活用し、さらなる感染予防、経済対策を推進するため、関連補正予算を追加提案させていただく予定であります。

現在のところ、当市をはじめ弘前保健所管内では感染者が確認されておりませんが、今後、感染第2波などこれまで以上の非常事態に対して、大規模な財政出動も予想されております。

議員御指摘のとおり、コロナ禍の終息がいまだ不透明であり、長丁場となることも見込まれていることから、国・県の支援制度を活用し、当市独自の支援策を講じてまいります。支援策には多額の一般財源が必要となることは明らかであり、財政調整基金を取り崩して対応する予定であります。

コロナ禍による詳細な財政運営計画への影響につきましては、今後の国の動向がまだつかめていないこと、また、当市の来年度以降の税収についても、現時点では不透明な部分もありますので、例年秋頃に策定する財政運営計画で改めてお示しする予定であります。

○議長（福土 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から工事現場での感染症対策についてお答えいたします。

現在のコロナ禍で推移した場合の工事現場の感染対策につきましては、国土交通省で示している建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン、これに基づき、現場でのマスクの着用などの感染予防の徹底に加え、ウェブ会議やメールなどによる打合せの実施により、3つの密を極力回避し、一定の距離を保つことやこまめな換気を徹底し感染防止に努めてまいります。また、家族の感染が判明した作業員や、体調が

思わしくない作業員については、自宅待機のほか、速やかに保健所や市に連絡して適切な措置を講じるよう受注者に要請します。

近隣市町村で感染が発生した場合には、感染対策を徹底しながら工事を継続していくことを想定しておりますが、感染者の増加などにより受注者から工事の一時中止等の申出がある場合には、状況を確認した上で措置を講じることになります。

次に、工事資材の流通が滞った場合の対策については、国内外の感染状況により調達が困難となった場合、工期延長となることも考えられますが、受注者と定期的な打合せを実施し、影響が最小限に抑えられるよう努めてまいります。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 決まり切ったマニュアルどおりの答弁かと思います。

私が心配しているのは、外部からの出入りが多くなるということで、この一番は今言われているのは無症状の人、感染に気がついていないで感染を広げる人、それから発症前に感染を広げる。こういうことも今、分かっています。そういう方をどうやって把握するか、見つけるか。絶対にこの工事をしている間は感染者を出してはいけない。今、建設部長もおっしゃったように様々なことが出てくるわけですから、それはどうやってやろうと思っているのか。やっぱり外部から来るわけで、東京都とか。そういう場合の対策はどう考えていますか。私はここ一番聞きたいんです。

今、おっしゃったのはソーシャルディスタンスを守るとか、そういうのはみんなこれ当たり前のことなんです。これをどうやって見分けるか。今また、再度広がっている東京都とかはやっぱりそうで、感染に気がついていない人がいるわけです。それから発症前に熱のことも言われますが、熱がない人もいます。それをどのように考えていますか。答弁してください。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 現場において発症前、無症状であるとかそういう方たちの侵入をいかに見分けるか、防ぐかという御質問ですけれども、これはなかなか難しい問題ではありますけれども、今考えられるのは現場においては4週間に4時間以上の安全訓練が義務づけられております。これは、訓練の内容について監督員のほうにも報告を求めることになりますが、この中で感染防止策についても報告をもらうことも当然であります。発注者側とすれば今、学校関係でありますと登校時に検温しているとかやられてございます。ああいうような検温でありますとか、あるいは業者によってはこれは県との調整も出てきますけれども、外部から入ってくる作業員であるとかに対しては、検査を受けてから作業に入ることが可能なのか、事前に行うことができるのかも今後、検討していくべきでありますし、そこは請け負った業者と詰めていくことになろうかと思っております。いずれにしても、無症状であるとか、発症前の感染者あるいは濃厚接触者これの判別については、なかなか我々としても難しい、専門家の指導を仰がないとできない部分もあります。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 時間の都合上、失礼いたします。

難しい問題ですがやはり外部からの今、集団検査なんかしています。それで判明している。検査してもそこから漏れる人もいるわけです。ですけれども、やっぱり専門家の

意見を聞いてきちんとこういう検査体制、外部から入ってくる人が特に請け負っている方は新宿に本社があるんじゃないですか。私はとても外部から入ってくるの今、感染拡大していますからとても心配しています。やっぱりそういうところまで考えなくちゃいけない。考えてもらいたいと思います。

あと、開札についてお尋ねをします。

開札は公開しますか、非公開ですか。お答えください。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） これからの事務手続になりますけれども、開札については非公開で行いたいと思っております。もちろん参加する事業者が、人数に応じて立会人を定めることになっておりますので、あくまでも公開は考えておりません。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） ぜひ公開してほしいと思います。傍聴を認めているところたくさんあるんです。なぜ非公開にしたかその理由も聞きたいんですが、大事業やるんですから、やはり市民にも関心があって傍聴者を募ると、やっぱり傍聴したいという人もたくさんあると思うんですが、非公開にしたことをここでいろいろやり取りもできない状態にありますので、それはぜひ検討して非公開でなくて公開してほしい。

あと、財政、一つ聞きます。財政調整基金を取り崩すと、何かあった場合です。言いましたけれども、東京都も九千数百億円の財政調整基金があったのに、500億円になったというそういう報道もありますので、ほんと感染者を出さないのが一番、出してしまうと大変なものになっていくと思っています。

それで市税の見込みですが、どう考えていますか。今回、市の中でも影響を受けた部分がたくさんあるわけですから、市税が多く今年度予算では見積もられておりますが、どういう見解をもっていますか。一言でいいですので、お知らせください。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 今現在の市税の見込みでございますが、齋藤律子議員もお感じになられているとおり、当市の個人市民税あるいは法人市民税につきましては相当な減収となる予定でございますので、その点は留意して注視してまいりたいと思っております。また、市税のみならず国税の減収に伴っての財政運営に期する影響というものも、それ相当に大きいものと認識しております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 財政運営計画です。新市の建設計画には、令和7年度まで策定ということであつたわけですが、一応私たちが説明を受けているのは令和5年度までです。令和7年度まで新市の建設計画で、とうたっています。だけど私たちへの説明では、平川市の財政運営計画、令和5年度まで令和7年度まで発表になっておりますから、これはとにかくそれだったら令和7年度に直させていただきますが、財政調整基金はこれから今後貴重な財源になっていくわけですが、国も大変なわけで第2波、第3波がきたら今どころではない。日本銀行にだけお願いするわけにいかないわけで、炭素税を取ったらどうかとそういう議論もいろいろ出てきているわけですが、国の交付金をお願いしていろいろ独自の支援策をしていくという市長はおっしゃいました。

しかし、今企画財政部長のお話ですと市税も予定どおりにならないような発言です。

やっぱりそうなればいろいろな市民に関する政策、施策がやっぱりいろいろカットされたり、市民にも影響が及んでくると思うんですが、どういうことでこれを乗り切ろうとしておりますか。企画財政部長、お願いします。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） まず、答弁する前に先ほどの計画そのものは新市建設計画が令和7年度と、昨年度議員の皆様方にお示ししたのは参考までに令和10年度までの財政運営計画で、たしかお知らせしていたと思っていました。

ただいま御質問の来年度以降の財政運営計画の見直しに当たって、どういうふうにして乗り切るべきかということになるんですけども、当然ながら今までと同様なやり方でいいのかどうかということについては、ちょっとやはり分別する時間が必要かと思えます。

今、私昨年議員の皆さんにお知らせした令和10年度までと申し上げましたが、大変失礼しました。令和7年度までの財政運営計画でしたので、訂正させていただきます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 令和7年度か令和5年度か、インターネットに掲載されているものを急いでとってきたんですけども、令和5年度までになっていました。令和7年度に換えてほしいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2番目の質問に移ります。2.平川市地域防災計画の見直しについて、クラスターを生まない避難体制についてということで質問をします。

新型コロナウイルスのパンデミックの渦中にある現在、今後も長丁場の対応が提起され感染予防対策が進められています。このような中において、災害が発生したときの避難所の運営については、密集、密閉、密接の3密が発生しやすい条件が整っていることから、これまで以上の感染予防対策を早急に取り組む必要があると考えています。

また、新型コロナウイルス感染症については、発症前にも感染を広げていることや、PCR検査で陰性後も再発するなども報告されており終息まで時間がかかるとの予想です。

今後も別の新たなウイルス感染拡大があり得るともいわれ、避難所運営における感染予防対策については、地域防災計画に新たに書き加え、長期的な対策として取り扱うべきものと思います。市長の考えをお伺いします。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 平川市地域防災計画の見直しについて、クラスターを生まない避難体制についての御質問にお答えをいたします。

従来の避難所運営につきましては、多人数を特定の箇所に集め運営することから、結果として3つの密が非常に発生しやすい状況となっております。国では、令和2年5月29日に防災基本計画の修正を行い、避難の在り方及び避難所運営について見直しを行っております。

主な内容としては、避難の方法として、公設の避難所のほかに安全な場所にある知人、親類宅への避難を推奨しております。豪雨による災害からの避難などについても、浸水想定上、安全な場所に住んでいる方は避難所へ行かなくてもよいなど、3つの密を避け

るため避難所に行く以外の避難方法を提示しております。また、避難所運営についてもマスク、手洗いの推奨をはじめ感染予防のための備蓄、十分な換気、スペースの確保など、過密状態になることを防ぐ対策を求めています。

当市としましても、国から示される指針を参考とし、避難所運営マニュアルの見直しを行い、避難者が避難所に集中しないよう市民に対し避難方法などの周知の徹底を図りたいと考えております。

今後の避難所運営に必要となるマスク、消毒用アルコール、パーティションなどの資機材について準備するため、本定例会に必要な予算を追加提案したいと考えております。

なお、平川市地域防災計画の修正につきましては、今回行われました国の修正を受け、当市においても必要な修正を行う予定としております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） せっかく600人収容ですか、新体育館ひらかわドリームアリーナが防災拠点として完成したわけですが、皮肉にも密を避けるということでそこに収容、入ってもらう人数を極端に減らさなければいけなくなったわけです。今の答弁ですと、安全な場所、親戚とか知人そういう危険でないところへ避難してもらう。この意味が新型コロナウイルス感染症は本当に恐ろしいもので、せっかく多人数を収容、入るように造ったひらかわドリームアリーナが今度は密の点から大変になったということなんです。

それでは、これからいろいろ考えていくんでしょうけれども、どのくらいの人数、2メートルとか距離がいろいろありますので、大分変わってくると思います。体の悪い人とか、靴も中に入れない、そういうこともあるので、大変なことがこれから作業としてやらなければいけないんですが、やっぱりここにも無症状の感染者が来たり、そこをどう見分けるか。これは先ほどから答えが出てこないようですが、そこまで徹底して、科学的にやっついていかないとやっぱり感染者を出してしまうということになりはしないかと心配しています。もう少し、危機感をもって防災計画にも対応していただきますように訴えまして、これで私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、16日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後1時57分 散会